

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月31日から同年9月1日まで

高等学校を卒業した昭和42年の初めに、B社の面接を受け、子会社のA社に勤務してくれと言われ勤務した。A社は、当時、B社C支店が管理していたD事業所の閉鎖に伴う残務処理を請け負っており、Eの業務を行い、自分はFの事務を担当した。44年8月末までA社に在籍して、同年9月からB社に移ったが、仕事内容も勤務場所も変わっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書に、申立人が昭和44年8月31日に同社を離職した記載があり、申立人の雇用保険被保険者記録が42年2月20日から44年8月31日まで同社G支店において、同年9月1日から47年8月31日までB社D事業所において、それぞれ確認できることから、申立人は当該両事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社総務部が「申立期間当時、当社はB社の子会社であり、同社のD事業所の閉鎖に伴う残務整理を請け負っていたと聞いている。」と供述していること、申立人が所持しているA社の辞令書に、昭和42年2月20日付けで同社からD事業所への派遣命令が記載されていること、及び申立期間当時のB社とA社の登記簿謄本において5人の取締役が重任していることが確

認できることから、申立期間当時、当該両事業所は関連会社であったことが確認でき、申立人は申立期間において関連会社に異動したものと考えられ、引き続き厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和44年7月のA社に係る社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 10 日から 33 年 11 月 1 日まで  
昭和 29 年 10 月にA社に入社し、34 年 12 月まで継続して勤務したが、社会保険庁の記録では、30 年 7 月 10 日から 33 年 10 月 31 日までの期間について、厚生年金保険の記録が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるA社の同僚の氏名を記憶しており、当該同僚は、「申立人は、当時、A社で継続して勤務していた。」と供述していることから、申立期間において申立人が同社で継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る勤務状況を確認できる資料は残っておらず、申立期間当時の事務担当者は、「申立人の厚生年金保険に係る届出の履行及び保険料の控除については全く覚えていない。」と供述している上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していた者は7人であり、そのうち5人は同社事業主及びその親族で、残りの2人については、申立期間中の昭和 30 年 9 月 30 日、31 年 11 月 11 日にそれぞれ被保険者資格を喪失（うち1人は、34 年 6 月 20 日に再取得）していることが確認できるが、申立人及び同僚は、「当該同僚二人は、申立期間中も継続してA社で勤務していた。」と供述していることから、申立期間において同社は厚生年金保険の加入手続を適正に行ってい

なかった可能性がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人は昭和29年11月10日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、30年7月10日に喪失した後、33年11月1日に再び資格を取得したとされる記載があり、これ以外に申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無い上、申立期間において整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで  
昭和 42 年 9 月から 44 年 1 月末までの間、A 市 B 区にある C 社に勤務した。44 年 2 月ごろ国民年金の納付手続をした際、A 市 D 区役所の職員から「昭和 42 年 9 月から 44 年 1 月までの期間は厚生年金保険料を納付しているので、国民年金保険料の納付は不要です。」と言われたことを記憶している。その時に『納付不要』を押印された国民年金手帳を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「長女を昭和 44 年 4 月に出産する少し前まで C 社に勤務していた。」と退職の時期について具体的に供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社は、申立人の厚生年金保険料控除、被保険者資格に係る届出、厚生年金保険料納付に関して、当時のことが分かる者がおらず、当時の人事記録、賃金台帳等の資料も保管していないため、不明としていることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 42 年 9 月 11 日に資格取得、43 年 6 月 1 日に資格喪失と記載されており、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い上、同名簿の申立人の資格喪失の処理年月日の欄に 43 年 6 月 13 日と記載されていることから、さかのぼって申立人の資格喪失の処理が行われた形跡は無い。

さらに、申立人の雇用保険加入記録は厚生年金保険加入記録と一致してお

り、申立期間に係る雇用保険加入記録は見当たらない。

加えて、申立人は、「所持している国民年金手帳の『国民年金印紙検認記録』欄の昭和 43 年 4 月から 44 年 1 月までの期間に、『納付不要』のゴム印が押されていることから、申立期間において厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、この期間は、申立人の夫が E 共済組合の組合員であったため、国民年金への加入及び国民年金保険料の納付を要しない期間であることから、44 年 2 月 3 日に申立人から国民年金の任意加入申出を受け付けた A 市 D 区役所が、国民年金保険料の納付を要しない同期間の印紙検認記録欄に『納付不要』のゴム印を押したものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 937

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
大学卒業後の昭和 44 年 5 月 1 日に A 社（現在は、B 社）の関連会社の C 事業所に D として入社し、49 年 10 月に結婚する直前の同年 9 月まで継続して勤務していた。社会保険事務所の記録では厚生年金保険加入期間が昭和 49 年 4 月 30 日までとなっている旨の回答だが、顧客が多い 4 月に被保険者資格が喪失することに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険加入期間について B 社が社会保険事務所に行った回答書において、同社は、「A 社での申立人の厚生年金保険加入期間は、昭和 44 年 5 月 1 日から 49 年 4 月 30 日までとなっており、社会保険事務所の申立人に係る被保険者記録と同じで相違ない。」と回答している。

また、申立人は「4 月は顧客が多くなり、多忙であるため、退職することはない。」と供述しているが、申立人と同日付けで A 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が申立人以外に 2 人確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者記録がある昭和 44 年 5 月から 49 年 4 月までの期間中、4 月に被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め 11 人確認できる。

さらに、申立人は当時の同僚 3 人を記憶しているが、このうち 2 人については A 社での厚生年金保険被保険者記録は無く、残りの 1 人の同僚は、申立人が記憶している勤務期間とは異なる期間に被保険者記録が確認でき、当時の同僚は「現在も B 社に勤務しているが、1 日の勤務時間が短いので同社では厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

加えて、申立人及び当該同僚は、「当時、A社に従業員は 200 人程度在籍していた。」と供述しているが、申立人のA社での厚生年金保険被保険者期間及び申立期間中の同社の被保険者数は 60 人から 70 人程度で推移しており、同社は、すべての従業員について厚生年金保険への加入手続を行っていたわけではないと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。